

## 光市公告第17号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年4月15日

光市長 芳岡 統

### 記

#### 1 業務名

光市立三島コミュニティセンターエレベーター保守点検業務

#### 2 業務場所

光市立三島コミュニティセンター

#### 3 業務内容

別紙1 保守点検業務仕様書のとおり

#### 4 契約期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

#### 5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 令和8年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（建物等の保守管理・運営）、エレベーター設備保守」に登録されていること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (7) エレベーターの保守点検業務に係る「昇降機等検査員」等の資格者を本業務の責任者として従事させることができること。
- (8) 故障等緊急時に速やかに対処できるよう、光市、周南市、下松市、田布施町、平生町、柳井市又は岩国市に本社、支店、営業所等を有すること。
- (9) 別紙1「保守点検業務仕様書」に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。

## 6 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) エレベーター保守点検業務に従事する職員名簿
  - ア 配置予定技術者の資格及び実務経験調書
  - イ 昇降機等検査員資格者証（写）
- (3) 安全管理体制表（様式任意）
- (4) 交換部品、工具及び消耗品の保管場所の所在地を示したもの（様式任意）

(5) 災害時及び緊急時に係る連絡体制表（様式任意）

## 7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市地域づくり推進課のホームページからダウンロードすること。

## 8 申請方法

(1) 6に掲げる書類を、光市地域づくり推進課（〒743-0063 光市島田四丁目14番3号）に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期限までに必着とすること。

(2) 申請書類の提出期限は、令和8年4月21日（火）午後5時15分までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

## 9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和8年4月23日（木）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリで通知する。

## 10 質問の方法

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

(2) 質問書の提出期限は、令和8年4月28日（火）正午までとする。

(3) 質問の回答は、令和8年5月11日（月）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

## 1.1 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年5月12日(火) 午前10時
- (2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

## 1.2 入札保証金

免除

## 1.3 入札に関する事項

### (1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、年額委託料とし、エレベーターの保守（リモートメンテナンスの保守を含むフルメンテナンス契約）、法定検査・点検及び報告に係る合計金額を記載すること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

### (2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入れて、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の内容が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格の差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

### (3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。

## 1.4 委託料の支払

支払の方法については、落札後に協議の上、決定するものとする。